特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書	番号	評価書名	
20)	地方税及び保険料の徴収等に関する事務 価書	重要項目評

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は地方税及び保険料の徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I	基本情報		
п	特定個人情報ファイルの概要		
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目		
Ш	リスク対策		
IV	Ⅳ 開示請求、問合せ		
v	Ⅴ評価実施手続		
(別添2) 変更箇所		

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	地方税及び保険料の徴収等に関する事務		
②事務の内容	地方税法に基づく税金や介護保険法等に基づく保険料について、徴収及び滞納整理業務を行う。		
③対象人数	<選択肢>		
2. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	住民情報システム(COKSA-R/AD II(標準準拠システム移行後は、COKAS-R for Gov-Cloud))(収納 管理)		
②システムの機能	1. 対象者の賦課情報と納付情報を管理・照会する。 2. 納付するための再発行納付書を作成する。 3. 口座振替情報の管理、振替データの作成等を行う。 4. 過誤納金について、還付・充当処理を行う。 5. 納期限までに納付されない納税義務者に対し、督促状及び催告書の出力を行う。 6. 関係部署等で使用する各種統計情報を作成する。 7. 納税証明書及び納付確認書を発行する。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()		
システム2~5			
 システム2			
①システムの名称	滞納整理支援システム		
②システムの機能	1. 対象者の賦課情報と納付情報を管理・照会する。 2. 納付するための再発行納付書を作成する。 3. 口座振替情報の管理、振替データの作成等を行う。 4. 対象者の滞納状況、交渉記録、執行停止、欠損等を管理・照会する。 5. 納税証明書を発行する。 6. 交付要求、差押等の滞納処分を行う。 7. 納付相談を行い、必要に応じて分納計画を立てる。		
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム[○] 庁内連携システム[○] 既存住民基本台帳システム[○] 宛名システム等[○] 税務システム		
	[] その他 ()		
システム6~10			
システム11~15			
システム16~20			

3. 特定個人情報ファイル名 収納情報ファイル 4. 個人番号の利用 ※ (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年 5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第8項、第16項、第59項、第68項 法令上の根拠 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号) 第8条、第16条、第46条、第50条 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する] 2) 実施しない 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律 第27号) 第19条第8号及び別表第二 (1)(別表第二における情報提供の根拠) |第三欄が「市長村長」の項のうち、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、1 ②法令上の根拠 1、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、6 1,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,8502,87,91,92,94,97,101,102, 103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (2)(別表第二における情報照会の根拠) 27、82の項 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 総務部税制収納課 ②所属長の役職名 税制収納課長 7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

収納情報ファイル				
2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※	<選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)			
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者等			
その必要性	課税額、収納額、未納額等を正確に把握するために保有する必要がある。			
④記録される項目	<選択肢>			
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 (・業務関係情報 [○]地方税関係情報 []健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [○]児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 []性害者福祉関係情報 []性害者福祉関係情報 []性語、表稿、表稿、表稿、表稿、表稿、表稿、表稿、表稿、表稿、表稿、表稿、表稿、表稿、			
その妥当性	・識別情報:対象者を正確に特定するため。 ・連絡先等情報:対象者を正確に特定するとともに、納税催告等を行うため。 ・業務関係情報:納税義務者等の調定、納付情報等を正確に特定するため。			
全ての記録項目	別添1を参照。			
⑤保有開始日	番号法附則第2条による準備行為の開始日(平成26年5月)			
⑥事務担当部署	総務部税制収納課			

3. 特定個人情報の入手・使用			
		[〇] 本人又は本人の代理人	
		[〇] 評価実施機関内の他部署 ()	
①入手元 ※		[O] 行政機関·独立行政法人等 (
①人士元 ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ()	
		[O] 民間事業者 ()	
		[]その他()	
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ	
②入手方法		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム	
		[]情報提供ネットワークシステム	
		[] その他 ()	
③使用目的	K	①地方税等の徴収 ②還付・充当 ③督促、催告 ④滞納処分事務 ⑤納税証明書の発行	
	使用部署	税制収納課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	
④使用の主体	使用者数	<選択肢>	
⑤使用方法		【地方税等の徴収】 ①金融機関より、窓口で納付された納付情報を受け取り、納付事務を行う ②各金融機関ごとに市税等の口座振替情報データを作成送付し、振替結果情報を受け取り、納付事務を行う。 ③申出により、再発行納付書を発行する。 ④納付の状況確認を行う。 【還付・充当】 ①過誤納金が生じた場合に、還付・充当事務を行う。 【督促・催告】 ①納期限までに納付がなかった納税者等に対し、督促状(催告状)を発行する。 【滞納整理事務】 ①納税相談、分納誓約等の事務を行う。 ②行政機関や他自治体に対し、実態調査の事務を行う。 ③差押や交付要求を行う。 ④徴収が見込めない場合は滞納処分の執行停止を行う。 ⑤時効が完成した債権については、不能欠損を行う。 【納税証明書の発行】 ①請求に基づき、納税証明書の交付を行う。 ②確定申告時に使用する年間支払額を証明する事務を行う。	
情報の突合		納税者等の確認を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納 税者等関係情報の突合を行う。	
⑥使用開始日		平成27年10月1日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない			
2,10	- 12.M. A.	(1)件			
委託	事項1	総合行政情報システム運用業務			
①委詰	· 七内容	総合行政情報システムの運用及びソフトウェアの保守			
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委託先名		株式会社サンネット			
_	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	委託事項2~5				
委託	事項6~10				
委託	事項11~15				
委託	事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 [〇] 移転を行っている (3)件			
DEDITION IS THE RESERVE OF THE RESER	[] 行っていない			
提供先1				
①法令上の根拠				
②提供先における用途				
③提供する情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲				
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線			
	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙			
	[]その他 ()			
⑦時期·頻度				
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				
移転先1	課税課			
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の16、59、68の項			
②移転先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの・介護保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの			
③移転する情報	市税、保険料の徴収関係情報			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	市税、保険料の納税義務者等			
	[〇]庁内連携システム []専用線			
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
ℳ ℩ℊ⋕ն <i>Л</i> ℩∕広	[] フラッシュメモリ []紙			
333	[]その他 ()			
	照会の都度			

移転先2~5			
移転先2	保険課		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の16の項		
②移転先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	国保税の徴収関係情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国保税の納税義務者		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
₩ 19 1 2 7 1 7 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[] フラッシュメモリ []紙		
	[O]その他 (税務システム)		
⑦時期·頻度	照会の都度		
移転先3	こども課		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の94の項		
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	保育料の徴収関係情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	保育料の納入義務者		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
₩ 19 1 271 /Δ	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	照会の都度		
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			

6. 特定個人情報の保管・消去

情報は、磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管し ている。

庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所 にサーバーを設置している。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証、認可、監査を行っている。

不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。

保管場所 ※

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

- •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【徴収】

1. 調定年度 2. 賦課年度 3. 宛名番号 4. 世帯番号 5. 科目 6. 氏名 7. 生年月日 8. 識別番号 9. 住所 10. 性別 11. 識別名称 12. 異動日 13. 事由 14. 理由 15. 徵収月 16. 期別 17. 調定額 18. 収納額 19. 回数 20. 納期限 21. 収納年月日 22. 滞納額 23. 延滞金額 24. 収納区分 25. 納付方法 26. 納付区分 27. 歳入年度 28. 入金年度 29. 収納番号 30. 通知番号 31. 日計年月日 32. 集計番号 33. 納付書発付日 34. 納付書発行年度 35. 納付書番号 36. 督促状発付年月日 37. 督促額 38. 催告書発付年月日 39. 催告額 40. 延滞金計算 41. 延滞金減免情報 42. 確定延滞金情報 43. 内訳情報 44. 時効中断事由 45. 時効起算日 46. 義務消滅日 47. 義務消滅事由

【還付・充当】

1. 調定年度 2. 賦課年度 3. 宛名番号 4. 世帯番号 5. 科目 6. 氏名 7. 生年月日 8. 識別番号 9. 住所 10. 性別 11. 識別名称 12. 通知区分 13. 通知先氏名 14. 通知先宛名番号 15. 通知先住所 16. 通知番号 17. 会計年度 18. 通知日 19. 還付·充当日 20. 還付·充当事由 21. 還付·充当理由 22. 還付方法 23. 振込先口座情報(金融機関·支店·口座種別·口座番号·口座名義人力ナ·口座名義人) 24. 還付·充当歳出入区分 25. 還付·充当元期別 26. 還付·充当元収納日 27. 還付·充当元収納額計 28. 還付·充当額計 29. 充当先調定年度 30. 充当先賦課年度 31. 充当先科目 32. 充当先宛名番号 33. 充当先識別番号 34. 充当先期別 35. 加算金 36. 還付合計額 37. 加算金起算日区分 38. 加算金指定起算日 39. 加算金終期 40. 加算金計算

【口座情報】

1. 科目 2. 識別 3. 指定年月 4. 納付方法 5. 金融機関 6. 支店 7. 口座種別 8. 口座番号 9. 口座名義人カナ 10. 口座名 義人 11. 納組 12. 前納 13. 開始年月 14. 終了年月 15. 代納者 16. 代納区分 17. 宛名 18. 住所 19. 宛名方書 20. 町内会 21. 隣組

【滞納整理情報】

<滞納宛名情報>

氏名等(1. 宛名番号 2. 世帯番号 3. 氏名力ナ 4. 氏名漢字 5. 生年月日 6. 死亡日)

住所等(1. 郵便番号 2. 現住所 3. 科目代納等 4. 送付先 5. 連絡先 6. 勤務先 7. 口座振替先 8. 戸籍)

|未納明細(1. 科目 2. 調定年度 3. 賦課年度 4. 期別 5. 識別・整理番号 6. 納期限 7. 調定額 8. 滞納額 9. 延滞金 10. 滞 |納合計)

<経過記録情報>

- 1. 日付 2. 時刻 3. 場所 4. 相手先 5. 経過内容 6. 接触有無 7. 対応者 8. 交渉結果 9. 約束有無 <経過帳票記録>
- 1. 発送日 2. 調査日 3. 延滞金日 4. 返戻日 5. 再転送日 6. 公示送達日

<経過納付記録>

1. 収入日 2. 科目 3. 年度 4. 期別 5. 納付金額

<付加情報>

関連滞納者(1. 個人番号 2. 関連事項 3. 氏名漢字 4. 続柄 5. 重さ 6. 主従・住民区分 7. 一元化 8. 生年月日 9. 滞納額)延滞金減免状況(1. 連番 2. 申請日 3. 申請減免区分 4. 入力区分 5. 理由 6. 決裁日 7. 決定減免区分 8. 期数 9. 税額) 1. 納税誓約有無 2. 催告等停止有無 3. 生活保護有無 4. 代相納管有無 5. 納付受託有無 6. 猶予有無 7. 承継告知有無 8. 滞納事由 9. 職業 10. 最終接触日 11. 最終収納日 12. 最終納付額 13. 訪問内容 <収納状況>

1. 科目 2. 調定年度 3. 賦課年度 4. 期別 5. 識別·整理番号 6. 納期限 7. 課税(金額·延滞金) 8. 収納(金額·延滞金·収入日·起算日) 9. 滞納合計

<所得課税情報>

1. 市県民税 2. 固定資産税 3. 軽自動車税 4. 法人市民税 5. 国民健康保険税

<納付計画>

分納誓約(1. 計画日 2. 開始年月 3. 納付日 4. 納付方法 5. 分納対象 6. 分納計算(入金額指定) 7. 分納金額 8. 分納回数 9. 分納内訳 10. 延滞金計算日)

納付受託(1. 番号 2. 受託日 3. 支払期日 4. 完了日 5. 証券種類 6. 記号番号 7. 券面金額 8. 支払人 9. 支払場所 10. 振出年月日 11. 振出人住所·氏名)

<財産情報>

調査財産(1. 登録日 2. 文書名 3. グループ名 4. 照会先 5. 照会日 6. 処分財産 7. 財産番号 8. 種類 9. 調査日 10. 配当見込有無 11. 財産内容 12. 権利者 13. 処分内容 14. 執行日)

<処分情報>

処分選択(1. 一連番号 2. 処分種類(差押・参加差押・交付要求・不動産等・債権等) 3. 財産 4. 権利者 5. 起案日 6. 執行日 7. 執行機関 8. 事件番号 9. 解除日 10. 破産開始日 11. 滞納金額 12. 換価額 13. 受付番号 14. 処分番号)

財産選択(1. 一連番号 2. 種類(不動産等・債権等・無体財産) 3. 調査日 4. 財産 5. 配当見込 6. 権利者 7. 換価日 8. 換価額 9. 処分内容 10. 執行日 11. 解除日)

猶予選択(1. 一連番号 2. 種類(徴収猶予・換価猶予・催告停止) 3. 申請日 4. 開始日 5. 終了日 6. 猶予事由 7. 処分番号 8. 起案日 9. 執行日 10. 取消起案日 11. 取消執行日)

執行停止(1. 一連番号 2. 起案日 3. 決裁日 4. 解除日 5. 住所 6. 氏名 7. 執行停止要件 8. 対象期数 9. 対象金額) 不納欠損(1. 起案日 2. 決裁日 3. 個人番号 4. 住所 5. 氏名 6. 種別 7. 調定年度 8. 賦課年度 9. 期別 10. 対象期数 11. 対象金額 13. 欠損年月日 14. 欠損事由)

納期限変更(1. 一連番号 2. 起案日 3. 発行日 4. 変更後の納期限 5. 時刻 6. 調定年度 7. 科目 8. 対象期数 9. 対象税 額)

|法定納期限(1. 科目 2. 調定年度 3. 賦課年度 4. 通知書番号 5. 期別 6. 調定額 7. 滞納額 8. 延滞金 9. 滞納合計 10. |納期限 11. 法定納期限等 12. 延滞金計算日)

<充当·配当情報>

充当通知(1. 起案日 2. 受入日 3. 受入金額 4. 財産種類 5. 財産名 6. 種目 7. 充当金額(優位順位·入力方法·延滞金) 8. 充当金額内訳 9. 残余金)

配当計算(1. 起案日 2. 執行日 3. 受入金額 4. 延滞金計算日 5. 換価財産等の名称、数量、性質及び所在 6. 債権者の住所及 び氏名又は名称 7. 市長が確認した債権額 8. 配当順位 9. 配当金額 10. 残余金交付先 11. 残余金 12. 交付期日 13. 交付時刻 14. 交付場所)

<承継等情報>

| 1. 一連番号 2. 種類 3. 納期限 4. 起案日 5. 執行日 6. 対象月数 7. 対象金額 8. 相続人/被相続人 9. 承継期数 10. 承 |継額

相続(1. 起案日 2. 決裁日 3. 相続開始日 4. 納期限 5. 納付場所 6. 相続人(氏名·続柄·相続分·相続財産評価額·納税義務 承継額·納付責任額)、7. 相続対象(科目·調定年度·期別·法定納期限·未納額·処分内容·執行日·相続人名))

第二次納税義務(1. 起案日 2. 決裁日 3. 納期限 4. 納付場所 5. 相続対象(科目・調定年度・期別・法定納期限・未納額) 6. 第二次納税義務者(個人番号・氏名・住所・理由・納付すべき額・責任限度額・根拠規定))

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名 収納情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 必要なもの以外の特定個人情報を入手しない。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク システムからは、事務に必要なファイルのみにアクセスし、必要のない情報にはアクセスできないように リスクに対する措置の内容 制御を行っている。 <選択肢> 十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 [行っている] 2) 行っていない 1) 行っている システムを使用できる職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。 具体的な管理方法 ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行っている。 システムの操作履歴を記録している。 その他の措置の内容 く選択肢> 十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない					[]委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	を遵守す 別記のロ ①基本的 の周知』	「る旨を記載するものと 内容は次のとおり 内事項 ②秘密の保持	上する。 □ ③収集 製の禁止	の制限 ④目的外利用・提供	報取扱特記事項」に掲げる内容 の禁止 ⑤適正管理 ⑥従事者へ 状況の報告及び調査 ⑩事故発
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	く選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 3)十分に行っていない	
	具体的な方法	_				
その作	也の措置の内容					
リスク	?への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定值	個人情報ファイルの取扱	いの委託	Eにおけるその他のリス	スク及びそ		
	定個人情報の提供・移転が			クシスティ	ムを通じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない
リ <u>ス</u> ク	7: 不正な提供・移転が7 	ובאזאים	·)^9		<選択肢>	
	個人情報の提供・移転 ⁻ るルール 	[]	1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法					
そのイ	也の措置の内容					
リスク	2への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

6. 情報提供ネットワーク	システムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 不正な提供が行れ	っれるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
情報提供ネットワークシスラ	テムとの接続に伴うその他のリスク及びそ	のリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管	· 消去				
リスク: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク				
①事故発生時手順の策定 周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	3 2) 十分に行っている		
②過去3年以内に、評価実機関において、個人情報にする重大事故が発生したか	g c xxxxx	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		
その内容	_				
再発防止策の内容	_				
その他の措置の内容	・サーバー設置箇所については、入追・システムは庁内(支所含む。)のみのい。)独立したネットワークにのみ搭載	されており、外部接続していな		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

くガバメントクラウドにおける措置>

物理的対策

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

技術的対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成 する
- ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査

 実施の有無
 [O] 自己点検
 [] 内部監査
 [] 外部監査

 9. 従業者に対する教育・啓発
 (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

 日本的な方法
 ・毎年度、全職員が、eラーニングによる情報セキュリティ研修を受講している。・委託業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。

10. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
①請求先	廿日市市総務部税制収納課 738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9110		
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、開示・ 訂正・利用停止の請求等を受け付ける。		
③法令による特別の手続	_		
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
①連絡先	廿日市市総務部税制収納課 738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9110		
②対応方法	問い合わせについては、対応記録を残す。		

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価			
①実施日	令和7年6月18日		
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)		
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】		
①方法	_		
②実施日‧期間	_		
③主な意見の内容	_		
3. 第三者点検【任意】			
①実施日	_		
②方法			
③結果			

(別添2)変更箇所

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報提供 ①実施の有無 ②法令上の根拠	 実施しない 一 	① 実施する ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7項及び別表第二 (1)(別表第二における情報提供の根拠)第三欄が「市長村長」の項のうち、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (2)(別表第二における情報照会の根拠) 27の項	事後	重要な変更に当たらない
平成29年7月1日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/3/30	2017/7/1	事後	重要な変更に当たらない
令和1年5月31日	I基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長の役職名	税制収納課長 田中 義一	税制収納課長	事後	重要な変更に当たらない
令和2年6月1日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2019/5/31	2020/5/22	事後	重要な変更に当たらない
令和3年7月1日	I基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	重要な変更に当たらない
令和3年7月1日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	2020/5/22	2021/5/31	事後	重要な変更に当たらない
令和4年3月11日	I基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ①実施の有無 ②法令上の根拠	(2)(別表第二における情報照会の根拠) 27の項	(2)(別表第二における情報照会の根拠) 27、82の項	事前	
令和4年7月1日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	2021/5/31	2022/5/31	事後	重要な変更に当たらない
令和6年5月30日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	廿日市市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律及び廿日市市個 人情報の保護に関する法律施行条例	事後	重要な変更に当たらない
令和6年7月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 保管場所	情報は、磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とバスフードによる認証、さらに認証したユーザドに対する認証の機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証、認可、監査を行っている。 不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。	る。	事前	

			<ガバメントクラウドにおける措置>		<u> </u>
令和6年7月26日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置		物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
			技術的対策 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 (1国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第10版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準」という。)以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管を行う。 (3クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日請じる。 (4)クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バターンファイルの更新を行う。 (6)ガバメントクラウド値用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティがチの適用を行う。 (6)ガバメントクラウドで構成する。では対策を3を構築する環境は、インターネットとは切り離された関域ネットワークで構成する。(7)地方公共団体やASP又はガバメントクラウドを排動者の運用保守地点からガバメントクラウドが手の適用を行う。 (6)ガバメントクラウドの特別に対しては、関域ネットワークで構成する。(8)地方公共団体やASP又はガバメントクラウドルの登続については、関域ネットワークで構成する。(8)地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
令和6年7月26日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策		くガバメントクラウドにおける措置>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて表託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和7年7月1日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務	住民情報システム(収納管理)	住民情報システム(COKAS-R/AD II (標準準拠 システム移行後は、COKAS-R for Gov- Cloud)) (収納管理)	事前	
令和7年7月1日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和6年5月30日	令和7年6月18日	事後	重要な変更に当たらない
L	L	L	<u> </u>		